

# 第130回佐世保市都市計画審議会開催結果について

## 1. 議案について

- 第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・47 春日瀬戸越線）の変更について【長崎県決定】
- 第2号議案 佐世保都市計画道路（3・4・2 佐世保縦貫線ほか1路線）の変更について【長崎県決定】
- 第3号議案 佐世保都市計画 地区計画（萩坂町地区計画）の決定について【佐世保市決定】
- 第4号議案 特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について【付議事項】

令和2年8月7日（金）に開催した第130回佐世保市都市計画審議会において、上記議案が**原案の通り議決**されました。

## 2. 議案内容について

- 第1号議案 佐世保都市計画道路（3・4・47 春日瀬戸越線）の変更について【長崎県決定】
- 第2号議案 佐世保都市計画道路（3・4・2 佐世保縦貫線ほか1路線）の変更について【長崎県決定】

大野地区周辺では、国道204号の瀬戸越交差点や国道498号の佐世保工業前踏切などにおける慢性的な渋滞の解消が課題となっている。また、渋滞回避のため多数の車両が歩道のない住宅地内の道路に流入しており、歩行者の安全な通行に支障をきたしている。

これらの課題解決のため、春日町から瀬戸越2丁目を結ぶ都市計画道路、春日瀬戸越線を計画決定すると共に、起終点の接続部において既存の都市計画道路に改良が生じることから、既存計画を変更するもの。

当該道路は長崎県が都市計画決定するものであり、長崎県都市計画審議会への附議に際し、都市計画の手続きの中で佐世保市へ意見聴取があったため、佐世保市都市計画審議会の議を経て、長崎県に回答を行った。なお、長崎県都市計画審議会は8月24日に開催され、9月11日に決定告示されている。

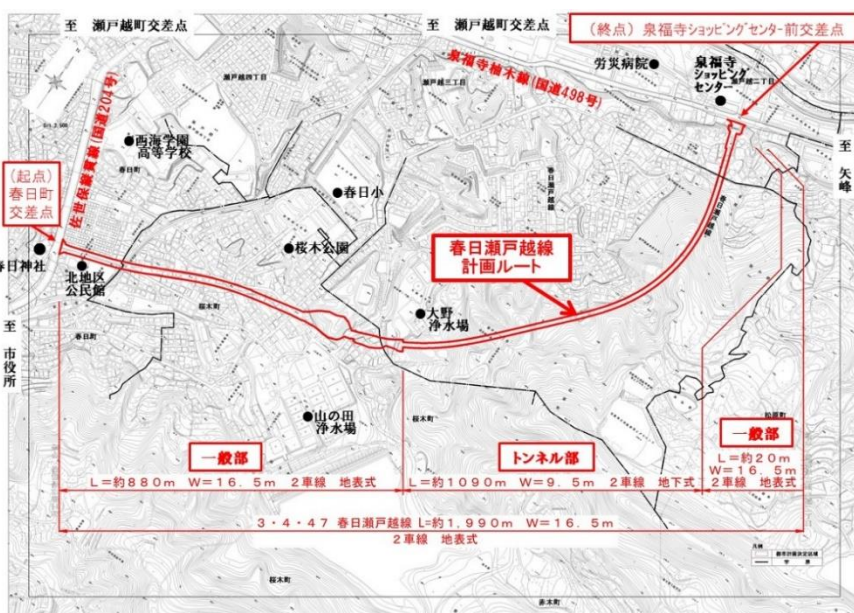


図1 春日瀬戸越線 計画図



図2 佐世保縦貫線 計画図

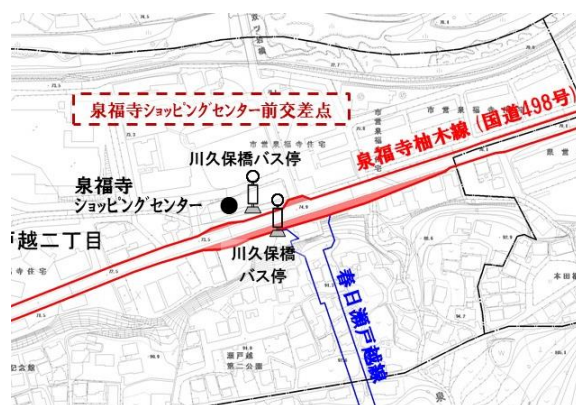
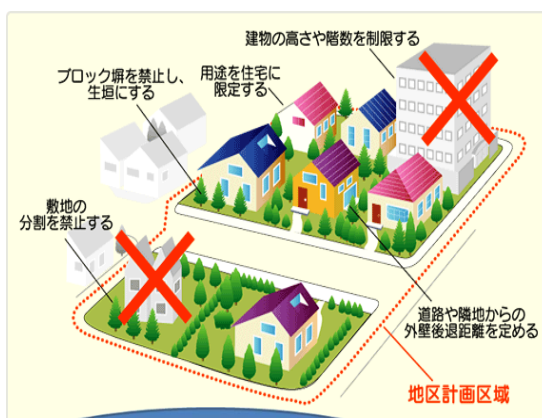


図3 泉福寺柚木線 計画図

### ●第3号議案 佐世保都市計画 地区計画（萩坂町地区計画）の決定について【佐世保市決定】

佐世保市萩坂町において民間開発事業者が分譲住宅地の開発を行うことから、当該事業者から地区計画の素案の申出があり「萩坂町地区計画」として決定するもの。

良好な環境の宅地及び住宅の供給を目的とし、「佐世保市都市計画市街化調整区域における地区計画制度の運用基準」に即した計画となっていること、また人口動向や宮小学校の児童数の推移、既存ストック状況等の検証から、住宅建築の必要性及び妥当性があるものと判断したため、佐世保市都市計画審議会を経て、8月24日に決定告示を行った。

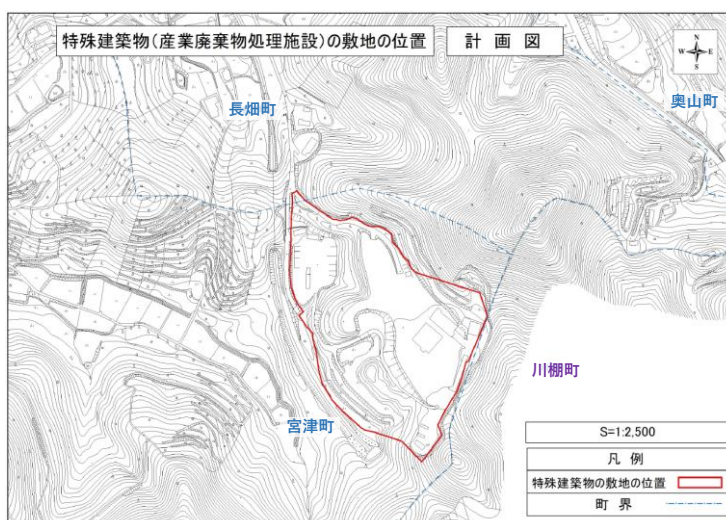


地区単位での  
建物の詳細なルールづくり

### ●第4号議案 特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について【付議事項】

産業廃棄物进行处理する施設は原則として都市計画において、その敷地の位置が決定しているものでなければ新築や増築することができない施設である。

ただし、周辺環境への配慮等を鑑み建築基準法第51条ただし書きの適用を行い、長崎県都市計画審議会の議を経て、佐世保市がその敷地の位置について都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、新築又は増築することができる。



当該敷地は、川棚町と隣接する宮津町及び長畑町に存在し、平成19年に建築基準法第51条ただし書き許可された敷地である（平成24年供用開始）。今回施設を増築することから、佐世保市としての判断を行うため、佐世保市都市計画審議会の議を経た上で、長崎県都市計画審議会への附議を行い、9月2日に当該許可に至っている。なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可については8月4日に交付されている。